

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2010～2015年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員193行、単位：件、百万円)

### 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2010年度	225	210	3	16
2011年度	406	284	0	0
2012年度	742	567	8	13
2013年度	298	87	0	0
2014年度	288	136	0	0
2015年度	362	153	2	18

### 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2010年度	225	225	100.0%
2011年度	405	403	99.5%
2012年度	738	731	99.1%
2013年度	297	290	97.6%
2014年度	284	284	100.0%
2015年度	358	355	99.2%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員193行、単位：件、百万円)

## 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	292	112	0	0
2016年4月～6月	74	16	0	0
2016年7月～9月	88	30	0	0
2016年10月～12月	69	31	0	0
2017年1月～3月	61	35	0	0
2017年度	352	106	0	0
2017年4月～6月	85	21	0	0
2017年7月～9月	89	21	0	0
2017年10月～12月	112	53	0	0
2018年1月～3月	66	11	0	0
2018年度	252	84	2	1
2018年4月～6月	51	6	0	0
2018年7月～9月	82	23	0	0
2018年10月～12月	74	28	0	0
2019年1月～3月	45	26	2	1
2019年度	162	138	1	1
2019年4月～6月	40	28	0	0
2019年7月～9月	54	43	1	1
2019年10月～12月	68	67	0	0
2020年1月～3月				

## 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	290	289	99.7%
2016年4月～6月	73	73	100.0%
2016年7月～9月	88	87	98.9%
2016年10月～12月	69	69	100.0%
2017年1月～3月	60	60	100.0%
2017年度	350	346	98.9%
2017年4月～6月	85	83	97.6%
2017年7月～9月	89	88	98.9%
2017年10月～12月	112	112	100.0%
2018年1月～3月	64	63	98.4%
2018年度	245	243	99.2%
2018年4月～6月	51	51	100.0%
2018年7月～9月	81	79	97.5%
2018年10月～12月	69	69	100.0%
2019年1月～3月	44	44	100.0%
2019年度	105	105	100.0%
2019年4月～6月	39	39	100.0%
2019年7月～9月	50	50	100.0%
2019年10月～12月	16	16	100.0%
2020年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

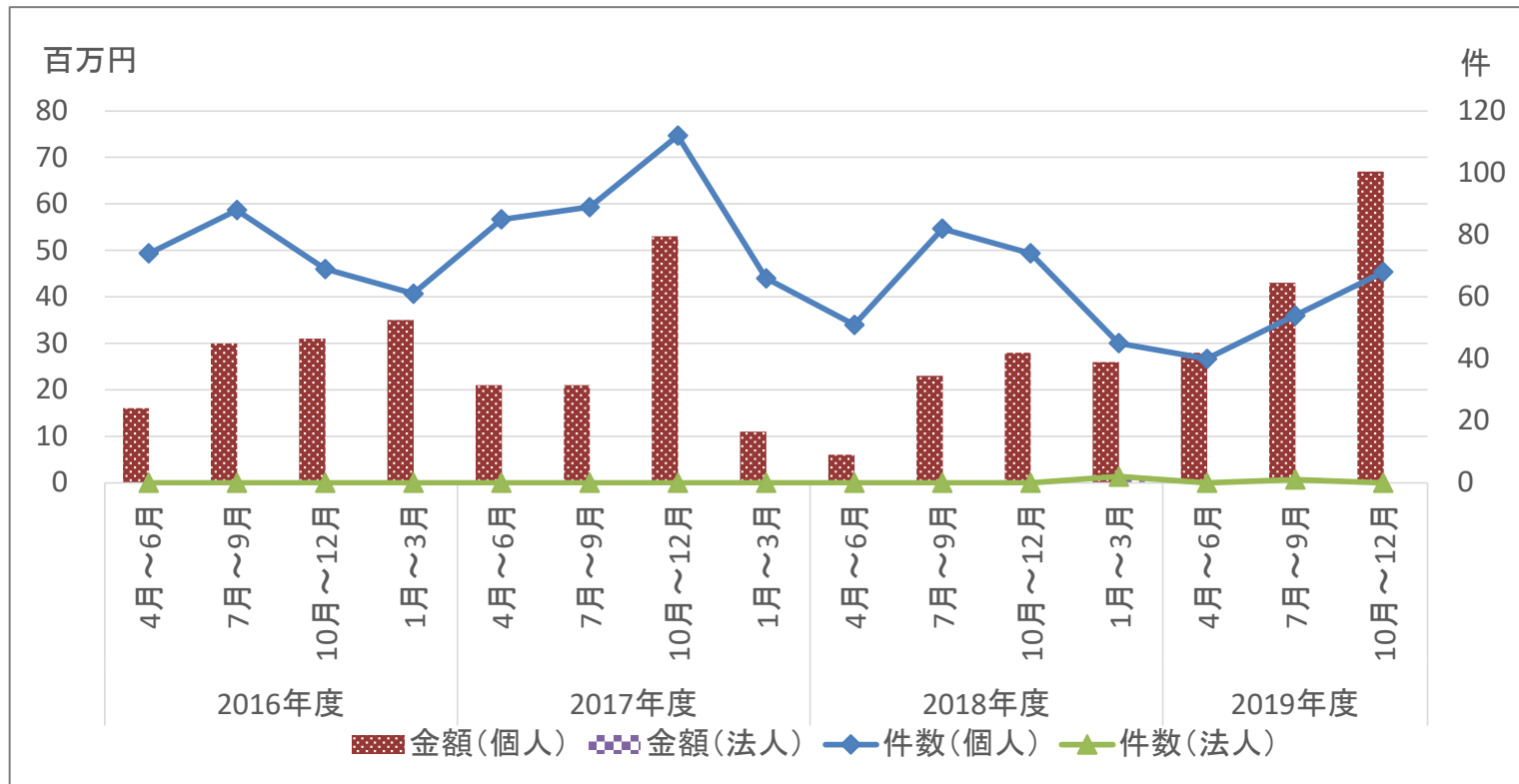
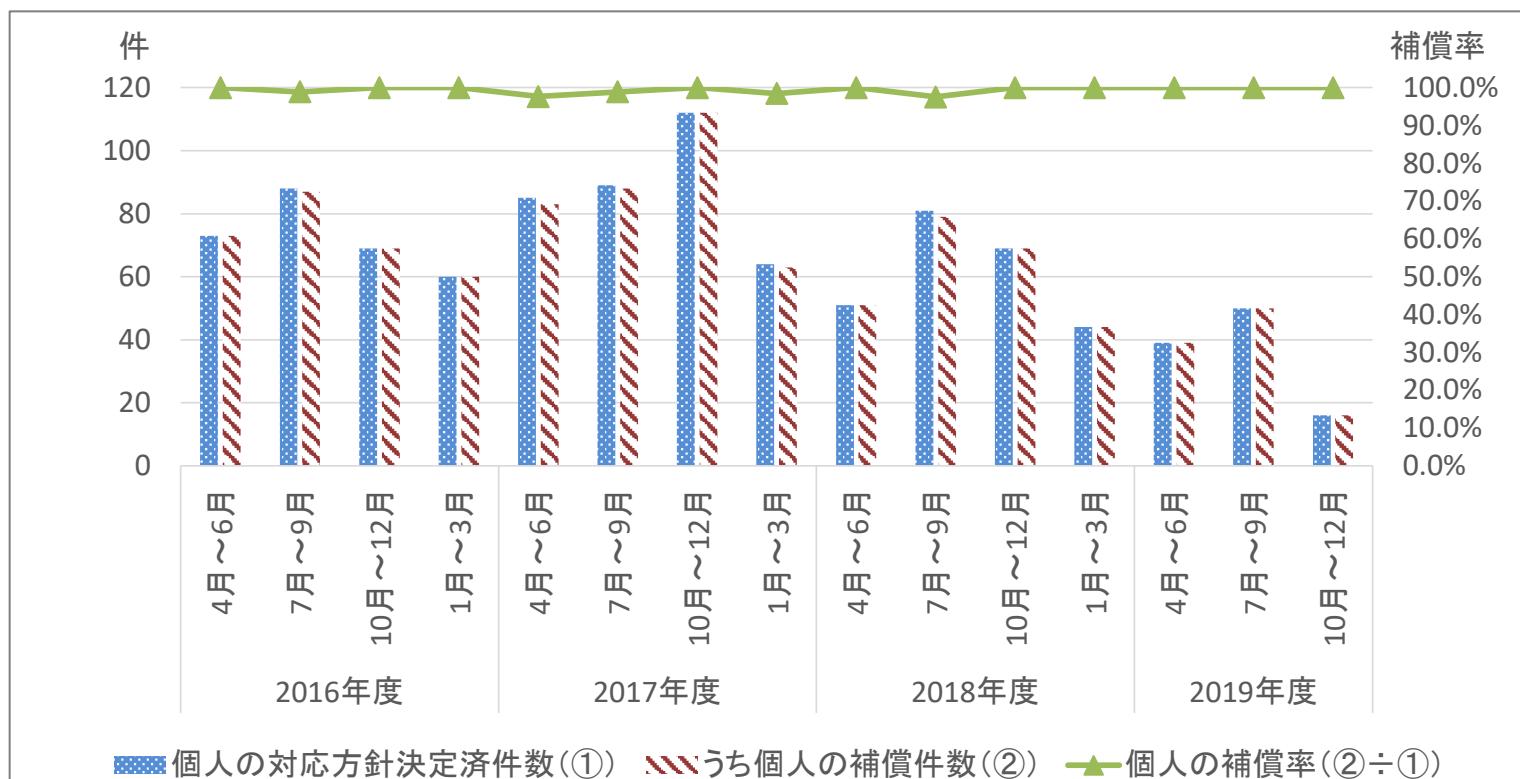


図2: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上